

廃棄物減量等推進審議会について

○恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(廃棄物減量等推進審議会)

第 14 条 一般廃棄物の減量に関する事項、一般廃棄物の処理に関する基本的事項その他の一般廃棄物の適正処理に関する事項を審議させるため、恵那市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量、再利用の促進等に関する事項について、市長の諮問に応じ審議し、市長に答申する。

3 審議会は、委員 20 人以内をもって構成する。

4 委員は、市民、学識経験者、事業者、廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

(廃棄物減量等推進審議会の運営)

第 22 条 廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

5 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

8 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

9 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、審議会において定める。

－ 恵那市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の抜粋 －

(報酬の額)

第 2 条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(費用弁償)

第 4 条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表に定める額を費用弁償として支給する。

区分		報酬		費用弁償
環境審議会委員	環境基本計画に関して専門的識見を有する委員	日額	10,000 円以内	旅費条例に規定するその他の職員に支給される旅費相当額
	その他の委員		3,000 円	